平成27年8月18日 第11712号

1 794	'	- / •																			>IV = =	· •
	0	0		0		0	の	0	催	0	0		の	0	0	0	0	0			7	赶
	"	"		水産		"	完 了	開 発	•••	都 市	土 地		処 分	廃 物	道 路	道 路	土 地	保 安 林			ì	Ų
				動 植 物	【海			許可を		計画の	改良事		等	と認定	の供用	の 区 域	収用法	\mathcal{O}				Ц
				の採捕	区漁			を受け		案 の	業施	公公		す	開始	変更	に 基	指定予定	告	目	1	1
				\mathcal{O}	業 調 整			た 開 発		作成に	行認可			ることが			づ く 事	定			方	長く
				指示	整委員会】			行為		関す	申 請	告】		困難			業 の		示】	次	1	7
								に 関 す		る公聴	の縦覧			な放置			認定				幸	R
								る 工		会 の				自動								
				\ <u></u>				事		開	LII			車		N/:	P**				3 1	ě f
	11	"	会	海区漁		"		建築指		都市計	耕地課			住宅課	11	道路整	監理課	治山課		担 当	[7] -	a Li
				業調				導課		画課	,,,,					備課	,,,,	,,,,		課	Ų	LI 1
				漁業調整委員																(室)	Y	7
																						目次
																						担当課(室)

◎岡山県告示第四百一号

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第一 項の規定により、

とおり保安林の指定をする予定である。

平成二十七年八月十八

岡山県知 木 太

 \mathcal{O} 所在場所

倉敷市林字中筋一 字ゴキ谷

土砂の流出

0

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めな

(2)(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

(3)

立木の伐採の限度並び

に植栽の方法・

及び

及び倉敷市役所に備え置い

新見市庁舎等複合施設建設事業

(以 下

「本件事業」

は、

◎岡山県告示第四百二号

収 用法 0 とおり事業を認定した。 昭 和二十六年法律第二百 九号。 下 法 という。) 第二十条の規定

平成二十七年八月十八日

木

太

新見市

起業者

ー事業の種類

新見市庁舎等複合施設建設事業

1 収 用

 \mathcal{O}

Щ

県新見市新見字川端地内

使用の部分 岡山県新見市新見字川端及び字定岡地

事業の認定をし 法第二十条第一号の \mathcal{O} 適合性に 0

直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する庁舎を整備する事業であ 一号に掲げる 「国又は地方公共団体が設置する庁舎、 工場、 研 究所、 試 験所その

ため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

べきまちづ 本件事業の起業者である新見市は、 ても財源措置を講じていることか 7 くりのために必要な施設とし 11 ると認め 5 れ るため、 本施設を第二次新見市総合振興計画 法第二十条第二号の 5 当該事業を遂行するための十分な意思と て位置づけており、 要件を充足すると判断さ 事業に要する経費に

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

れ

(1)与が見込まれる。 していた八課を全て集約す 本件事業の施行により得られ た業務が 可 能となり、 る施設を整備するも る利益に 市民 0 V 利 便性向上と業務 7 は、 0) であり、 市役所本庁舎外 北側 0 効率 市役所本庁舎 兀 力所に 相 当

また、 本件事業計画 に お VI は、 ①市役所本庁 0 辺地域 であること、

で実現性が や主要地方道に 1 近く交通 ことを条件とし てい \mathcal{O} 利便性に優れ て複数の 候補地 ていること、 に つい ③用地 て検討を行っ 取得及び使用が た結果、

- (2)益は軽微なも びに起業地及び起業地周辺の土地利 成九年法律第八 文化財等が見受けられ のと考えられる。 十一 失わ 等による環境影響評価 れる利益に な 11 用状況 ことから、 9 11 から保護の て 本件事業の施行により失われる利 \mathcal{O} は、本件事業が環境影響評価 対象事業とな 0 処置を講ずべ
- (3)件事業の施行によ (1)で述べた得られる利益と20で述べた失わ 本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。 り得られる利益が失わ 利益に優越すると認め れる利益とを比較衡量 れることか
- 供される範囲にとどめら されるべき事業と認め 本件事業に つい ては、 られる。 れて 市民 いることから、 また、 収用の範囲

法第二十条第四号の要件

 \mathcal{O}

適合性につい

ると判断される。 あると認めら れる。 0 からその実現に対する要望が強い 本件事業は 収用又は使用 法第二十条第四号の は全て本件事業の \mathcal{O} 範囲 に 0 要件を充足す ても合 恒久的 早急に

断され から4まで

に述べ

たように、

本件事業は、

法第二十条各号の

要件

を充足すると

5

以上により、 本件事業に 0 11 て、 法第二十条の 規定に より事業の 認定をしたも

法第二十六条の二第二項 \mathcal{O} 規定による図 面

五.

新見市役所総務課

◎岡山県告示第四百三号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課におい て告示の 般の縦覧

平成二十七年八月十八日

道路の種類

太

六 〇 · 八	四 · ○ 九 ·	旧	で真庭郡新庄村字備中谷四九四番一地先まらら
六〇・八	四 - 八 · · · · ·	新	で真庭郡新庄村字備中谷四九四番一地先まらら。
(メートル) 長	(メートル)	別制	区域

◎岡山県告示第四百四号

とおり開始する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課におい て告示の 日から二十日間 般 の縦覧

平成二十七年八月十八日

県道	種 道 路 類 の
北房川上線	路 線 名
真庭郡新庄村字備中谷員	区
-谷四九四番一地先まで	間
日 年 平成二十七	年 月 用 用 始

岡山県知事 原 木 太

◎岡山県告示第四百五号

山県快適な環境の確保に関する条例 第十八条第二項の規定により、 (平成十三年岡山県条例第七十四号。 廃物と認定することが困難な放置自動車 以下

ついて次のとおり告示する。

平成二十七年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

放置自動車の 名称、 数量及び自動車登録番号

軽貨物自動車 ダイハツ アトレー	種類及び名称
バン 一台	形状及び数量
岡山四八〇い四一七四	自動車登録番号

一 条例第十六条第一項の規定による通知を行った日

平成二十七年六月二十九日

三 放置自動車が放置されている場所

和気郡和気町泉二五〇番地(県営泉団地内)

兀 この告示の 日の翌日 から起算して六月を経過した場合は に掲げる放置自動車を

処分する。

五 担当の組織の名称及び連絡先

山県土木部都市局住宅課

2山市北区内山下二丁目四番六号

話番号 〇八六一二二六一七五二六

兀

八条第一項の規定により、 [三三五] 土地改良法 あ った新規土地改良事業の施行について、 (昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定によ その 申請を適当と決定したので、 同条第九項において準用する同法第 関係書類を次 0 とおり縦覧

て十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。 この公告に係る決定に 対し て異議がある者は、 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 翌日 ら起算し

平成二十七年八月十八

原 木 太

地区名

高崎土地改良区

六間丘3

(小規模土地改良

か

,排水)

縦覧に供する書類

三

土地改良区定款

平成二十七年八月十八 カコ 同年九月八 、日まで

五

山県備前県民局農林水産事業部

とおり都市計画 都市計画法 0 案の 作 昭 成に 和 0 四十三年法律第百号)第十六条第 1 て、 公聴会を開催する 項の 規定に ょ ŋ

平成二十七 年八月十八

山 表者 尚 山県知 事 木 太

平成二十七年十月 八 日 午後 時三十分か

意見書

[中新 兀 市役所本庁 五階五 ○二会議

木部都市局都市計画課又は倉敷市建設局都市計画部都市計 九月四日から同 公聴会にお V て意見を述べ 八日まで 0) 間内 に知事に提出すること は、 意見 (別紙様式) [画課)。 (提出先は、 を平成二十七 山

とができる者の数又は時間をあら ることができる。 意見書を提出 した者は、 ただし 公聴会に出 意見書を提出 かじめ 席 制限することがあ 提 出 た者が多数の た意見書の 内容に 意見を述べ より意見

兀 都市計 画の案の概要

倉敷市に係る岡 山県南広域都市計 画 区 域 \mathcal{O} 区 域区 |分及び 臨港地 区 \mathcal{O} 変更。 な お、

は 次のとおりとする。

まで、 て縦覧に供する。) 次のとおり」 山県土木部都市局都市計 は省略し、 その関係図 画 間課及び 書を平成二十七 倉敷市建設局都 市計 九 画 都市 か 5 同 な \exists

五. 公聴会の 開催の中止

登載するとともに、 ムペ 三による意見書の提出がな ージ (http://www.pref. げ okayama.jp/soshiki/67/) 日 0 た場合は、 \mathcal{O} 七日 : 前 ま でに、 公聴会を中止す 山県土木部都市 る。 お V ても その 公表する。 启 都市計 は、 県公報に

六 問 合わせ先

県土木部都市局都市 班 市北区内山 下二丁目 四番六号 電話

七四 九二

別紙様式 (その1)

思兄昔

平成27年8月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域 の区域区分の変更に関する都市計画の案に対し,次のとおり意見を述べたいの で申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事

申出者

住 所

(電話)

氏 名

職業

意見の要旨及び理由 (別紙)

意見を述べるために要する時間 約 分

- (注)「意見の要旨及び理由」の記載要領
 - 1 800字程度にまとめること。
 - 2 楷書で明瞭に記載すること。

(その2)

意	見	書
100	/ 🗀	

平成27年8月18日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域 の臨港地区の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいの で申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

職業

意見の要旨及び理由 (別紙)

意見を述べるために要する時間

約 分

- (注)「意見の要旨及び理由」の記載要領
 - 1 800字程度にまとめること。
 - 2 楷書で明瞭に記載すること。

[三三七] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年八月十八日

伊 原 木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市西中字東かむや畑一一九一一二、 九 四 九 四

六

許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市高屋三九〇

友一

許可番号

岡山県指令建指第八一号

三三八 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年八月十八日

岡山県知事 伊原木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

三六五

浅口市金光町占見新田二六六一

鍋谷栄一郎

許可番号

 \equiv

岡山県指令建指第三一九号

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十七年度第一

区 二十四年法律第二百六十七 水 産動 \mathcal{O} 繁殖保護を図る 号) 第六十七条第一 ため、 水産 植物 項 0 \mathcal{O} 規定に 捕 0 り、 V

とおり指示する。

平成二十七年八月十八日

山海区漁業調整委員会

会 長 奥 野

笠岡地区海洋牧場海域

掲げる点ア、 点 イ及び点 ウの 各点を順次結んだ二直 点 工、 点 才 及 び 点

点 順次結んだ二直線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれ た 区

点ア 笠岡市白石島北東端

点イ 笠岡市高島字上浦四五一○番バベの木鼻突端に知

点ウ 笠岡市高島字小高島五三四二番 小高島東端に知 建設 た標柱 位の位置

が建

設

した標柱

点 工 市高島字小高島五三四二番小高島西端 に 知 事 が 建設

点才 点工 から真方位二六〇度 六〇 メ ル \mathcal{O}

点为 笠岡市白石島小山山頂

二 保護区域

次に掲げ る区域内に お V ては水産動 植物を採捕 して は なら ない

次に掲げる点キ及 び点 ク を結 λ だ直線、 点ケ及 \mathcal{U} 点 コ を結 W だ直線と最大高潮時

海岸線とによって囲まれた区域

点キ 笠岡市 白石島影平ヨコ ゾワ突端に設置 し 識 0

点ク 笠岡市白石島弁天島東北端に設置した標識の位置

点ケ 笠岡市白石島弁天島島頂

点コ 笠岡市白石島西之浦目玉に設置した標識の位置

掲げる点サ、 点シ、 点ス、 点セ及び点サ 0 各点を順次結 んだ四直線によ

囲まれた区域

2

点サ 北緯三四度二 四分三六 秒、 東経 一三三度三〇分五〇秒

点シ 点サから真方位二三七度 一五〇メートルの点

点ス 点シから真方位三二七度 二〇〇メートルの占

尽セ 点サから真方位三二七度 二○○メートルの占

三 禁止する行為

船舶を使用する手釣及び竿釣 で水産動物の 採捕を行う場合にお V げる

十二月一日から翌年三月三十 日 まで 疑似餌針 を使用すること。

日までの間における午前四時から正午までの間を除く。 投錨するなどして船舶を固定して行うこと。 ただし、 七 月 日 ら九 月三十

2 び点ソを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 整規則(昭和四十年岡 小型機船底びき網漁業の操業を、 山県規則第四十五号) 第四十条に規定する区域を除く。) 次に掲げる点ア及び点ウを結 山県海面漁業 工

において行うこと。

点ア 笠岡市白石島北東端

点ウ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島東端に 知事が建設

点工 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島西端に 知事が建設 位置

点ソ 笠岡市白石島先西に設置した標識の位置

3 採捕すること。 次の 表 上欄に掲げる水産動物で、 それぞれ同表の下 欄に掲げる大きさの

二十三センチメートル以下	全 長	た	は	じ	き
十五センチメートル以下	全 長	11	だ	ろ	<
十四センチメートル以下	全 長	\ \	だ	2.1	ま
十二センチメートル	全 長	٣.	さ	ىد	カゝ
十二センチメートル以下	全 長	る	ば).LY	め
大きさ			称	名	

四 適用除外

給を含む。) 指示 出 は、 。 以 下 た者が 試 「試験研究等」という。) 行 う試験研究等に 教育実習又は増養殖用 つい ては、 ための 適用しな 水産動植物の採捕に (種卵を含む。) \mathcal{O} 0

五 指示の有効期間

成二十七年九 月 日 カ ら平成三十年八月三十一 日まで (三年間

山海区漁業調整委員会指示平成二十七年度第二号

(昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十七条第一 項の 規定により、

のとおり指示する。

成二十七年八月十

つぼ網漁業保護の

業調整委員会

長

止する漁具及び

網漁具を使用する 切 \mathcal{O}

2

倉敷市玉島黒崎以

西の

県海面に

おい

ては、

陸張り

つぼ

 \mathcal{O}

身網及び

道網

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

区域並び

に沖張り

2

ぼ網浮樽の周囲二〇〇

 \mathcal{O}

区

トルの区域 倉敷市下津井 東 0 山県海面にお 0 ぼ \mathcal{O} 身網及び 道網 \mathcal{O} 周 Ŧī.

適用除外

会に届け出た者が行う試験研究等については、 この指示 。 以 下 試 、験研究、 「試験研究等」 教育実習又は増養殖用の種苗 ため 適用しない。 の水産動物 の採捕に V

成二十七年九月 日 から平成三十年八月三十一日まで (三年間)

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十七年度第三号

(昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十七条第一 項の 規定により、

護のため、水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

平成二十七年八月十八日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 奥 野 雄

まだこ。ただし、体重一五〇グラム以下のものに限る。

禁止する水産動物の種類

禁止する漁法

全ての漁法

三

四 適用除外

岡山県海面

この指示は、 。 以 下 試験研究、 「試験研究等」 教育実習又は増養殖用の種苗 のための水産動物の採捕に 0 いて当委員

会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成二十七年九月 から平成三十年八月三十一日まで (三年間)